

公益財団法人 農学会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第49条第2項の規定に基づき、公益財団法人農学会（以下「本財団」という。）の会員及び会費について必要な事項を定め、もって適正に本財団の活動を支援する者及び活動の資金を確保することを目的とする。

(会員の種類)

第2条 本財団の会員は、次のとおりとする。

(1) 賛助会員 本財団の目的に賛同して入会する個人又は団体

(会員の適性)

第3条 本財団の目的に賛同し、その事業を援助しようとする個人又は団体は、何らの資格を要することなく、誰であつても会員となれる。ただし、本財団の会員であることをもって自己の政治活動、宗教活動、営利活動その他の社会活動の広報の資料とすることを優越的な目的とする者は、会員としての適性はない。

(会員の本務)

第4条 会員は、会員となることによって本財団から特別の利益を得るものではなく、不特定多数の者の利益の実現に努める本財団の事業を、財政面及び精神面において支援することを本務とする。

(会員に対する情報の提供)

第5条 本財団は、会員に対し会員の本財団に対する支援をより深め、また、会員が本財団に対する支援を他に広めることを期待して、本財団の事業に関連する情報を提供するとともに、本財団が実施又は支援する公開シンポジウム等への参加を呼びかける。

(会費の性質及び用途)

第6条 会員は、本財団を支援するため、毎年会費として寄付金を納入する。

- 2 会費の取り扱いについては、寄付金等取扱規程による。
- 3 会費収入を本財団が行う収益事業のために用いてはならない。

(会費の基準額)

第7条 会員が会費として寄付する場合の基準額は、次のとおりとする。

- (1) 賛助会費 1口 10,000円
- 2 会員は、第1項の基準額によらず、その自由な意志で寄付額を決めることができる。

(会員の不承認)

第8条 会長は、次の事由があるときは、会員となることの申し出を拒み、又は退会を求めることができる。ただし、退会の了承が得られない場合は、弁明の機会を与え、正当な事由が認められなければ、退会の手続きをとることができる。

- (1) 第3条のただし書きに該当するとき
- (2) 本財団の信用を損なうとき

(3) 会費としての寄付金が，相当期間にわたり納入されないとき

附則

1 この規程は，公益財団法人農学会の設立の登記の日から施行する。